平成２１年（フ）第３８５１号
札幌市東区北30条東８丁目２番５―501号
債務者　千葉　美保（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８６４号
札幌市北区篠路４条10丁目11番21号
債務者　佐々木明子（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８７９号
札幌市南区石山３条８丁目９番14号
債務者　佐々木泰子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８８４号
北海道江別市対雁115番地の38　ＲＩＮＯ　ＨＯＵＳＥ３号室
債務者　佐藤　将裕
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８８５号
札幌市中央区南８条西９丁目757番地18　ダムズ21―106号
債務者　金　　秀洪
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８９３号
札幌市白石区菊水９条４丁目４番30―622号
債務者　南保　純一
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８９４号
札幌市白石区菊水９条４丁目４番30―622号
債務者　南保　敦子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８９８号
札幌市西区八軒５条西３丁目３番27号　ハウス八軒
債務者　藤根　時男
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９２１号
札幌市西区二十四軒４条３丁目２番２号　24軒シティハイツ８号
債務者　高橋　和則
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９３９号
札幌市北区あいの里４条６丁目23番８号
債務者　藤原恵津子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９４０号
札幌市北区新琴似10条15丁目９番22号
債務者　斉藤　克司
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９４４号
札幌市南区川沿12条２丁目１番28号　もなみハイツ202号
債務者　菊地　正幸
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９５５号
札幌市厚別区もみじ台西３丁目３番２―406号
債務者　平　　深雪
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９６６号
札幌市手稲区新発寒６条１丁目５番35号
債務者　中村　洋一
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９７９号
札幌市清田区北野７条１丁目６番８号
債務者　岡松　尚子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９８８号
札幌市東区北12条東８丁目１番６―405号
債務者　長谷川　毅
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９９８号
札幌市白石区栄通18丁目４番56号　パストラル橘Ｃ号
債務者　川岸　　滝
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４００２号
札幌市西区宮の沢１条５丁目23番１―102号
債務者　平間　啓一
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部